

会長談話

司法修習生の給費制1年継続法の成立に当たって

去る11月26日、司法修習生の貸与制の施行を1年間延期し、その間、これまでの給費制を継続する裁判所法の改正法が成立しました。

この法律の成立は、全国の市民運動・労働運動・マスコミ・司法関係者をはじめとする関係各位の献身的なご支援とご協力のたまものであり、千葉県下においても、日頃司法に携わり、司法の行く末を案じる多くの県民各位のご支援・励ましをいただいた結果です。集会や街頭宣伝、署名運動などなどにご尽力いただいた市民団体・労働組合をはじめとする諸団体ならびに県民各位、世論喚起にご協力いただいたマスコミ各位に、改めて感謝申し上げる次第です。

また、趣旨にご理解をいただき、給費制の維持に道を開いていただいた与野党の国会議員、政党、地方議会の皆様に、心から感謝と敬意を表する次第です。

千葉県弁護士会では、昨今の法曹養成制度の改革の中で、法曹志望者が経済的に厳しい状況に置かれていること、経済的な理由で法曹志望を断念せざるを得なくなる給費制廃止を憂慮してきましたが、1年間とはいえ、貸与制の導入が延期され、給費制が維持されることを歓迎するものです。

この1年間は単なる延期ではなく、この間に、法曹養成制度に対する財政支援の在り方について政府及び最高裁判所の責務として見直しを行うこととされ、「法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること」を求めています。

これらは、貸与制の導入や給費制の廃止に問題があることを認めたものともいえ、これらを含めた法曹養成制度への財政支援の在り方を見直すもので、司法改革の重要部分の見直しにつながるものともいえます。

当会は、引き続き、司法修習生の給費制の維持に全力を挙げるとともに、基本的人権の擁護と社会正義の実現に資する豊かな司法のために、国民各層が法律家として司法に参加する制度を充実させるよう、更に力を尽くしていく所存です。

またこれを機会に、これまで行われた司法改革の見直しについても、国民各層と率直な意見交換を通じて、努力していく所存です。

引き続き各層各位に対し、これまでと変わらぬご支援をお願い申し上げます。

2010年11月29日

千葉県弁護士会 会長 市川 清文

